

ベトナムにおける関連法制度・取組み及び本邦の法制度との関係



自己紹介

2

Shohei Sugita / 杉田 昌平

弁護士(2011年東京弁護士会登録、入管取次弁護士(2013年～))
社会保険労務士(2017年～)、第一種衛生管理者(2020年～)
日本弁護士連合会中小企業海外展開支援担当弁護士(2018年度～)
弁護士法人Global HR Strategy代表社員、センチュリー法律事務所パートナー
国際協力機構(JICA)国際協力専門員



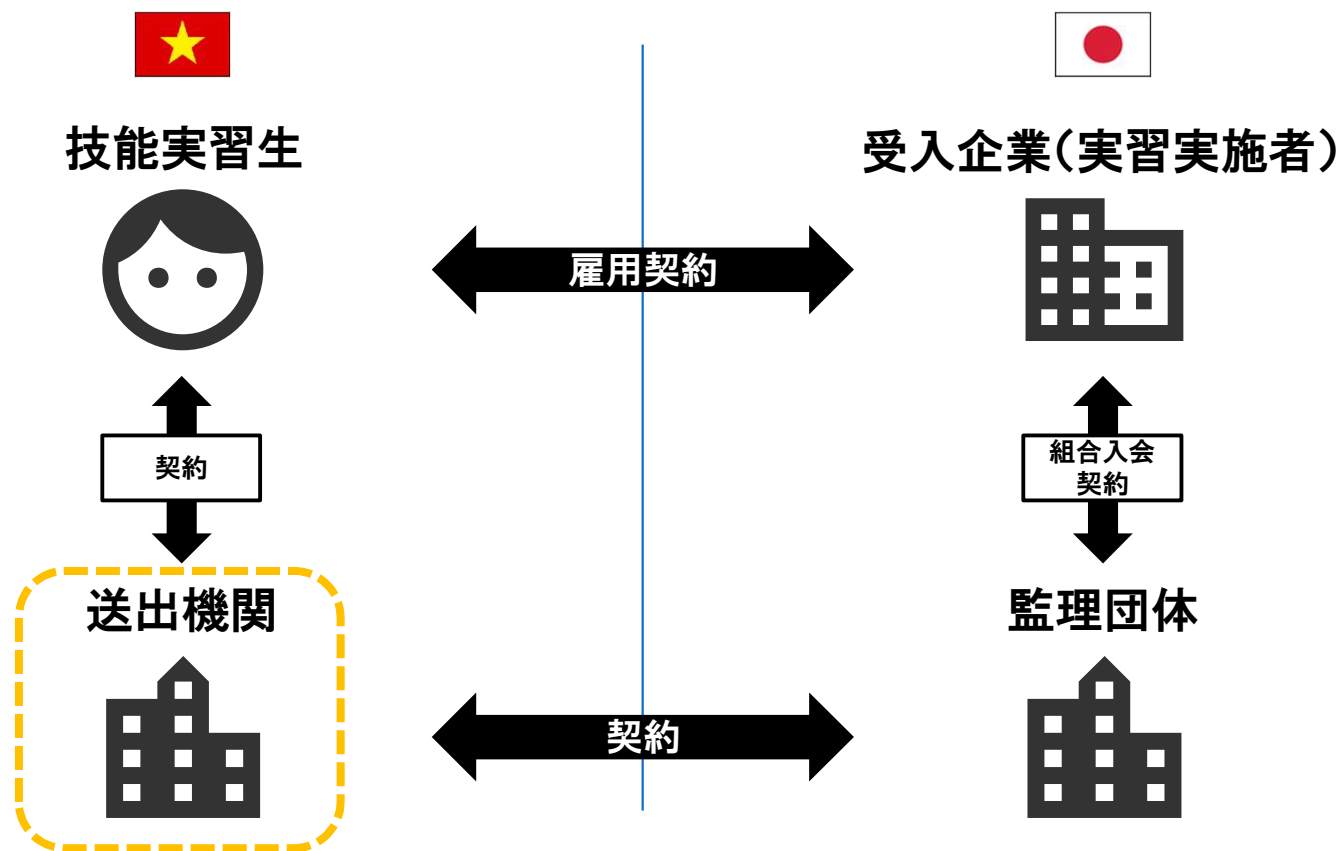
- 2011年12月 センチュリー法律事務所入所(～2014年12月)
- 2013年4月 慶應義塾大学法科大学院助教(～2015年8月)
- 2015年1月 アンダーソン・毛利・友常法律事務所入所(～2017年8月)
- 2015年6月 名古屋大学大学院法学研究科特任講師
(ハノイ法科大学内日本法教育研究センター)(～2017年8月)
- 2017年9月 センチュリー法律事務所入所(現職)
名古屋大学大学院法学研究科学術研究員(～2017年9月)
- 2017年10月 名古屋大学大学院法学研究科研究員(現職)
慶應義塾大学グローバル法研究所研究員(～2019年6月)
ハノイ法科大学客員研究員(～2019年10月)
- 2019年6月 慶應義塾大学法科大学院特任講師(現職)
- 2020年2月 経済産業省中小企業庁「次世代の担い手研究会」委員
- 2020年9月 厚生労働省委託事業「ビルクリーニング分野における外国人材受入れ体制適正化調査」検討委員
- 2020年11月 ASSC=JICA「責任ある外国人労働者受入れプラットフォーム」アドバイザー



送出機関とは？

3

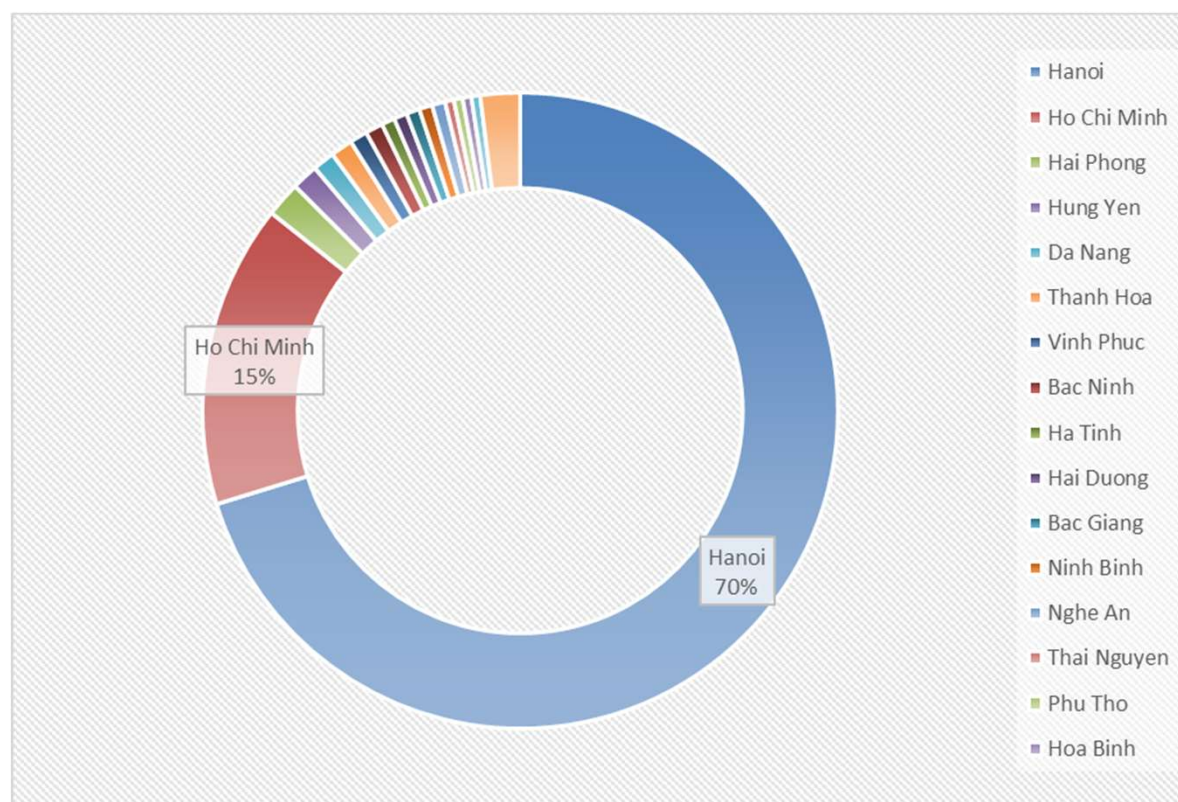
- 技能実習制度(団体監理型)



技能実習制度における政府認定送出機関の数と所在

4

本店所在地	数	%
Hanoi	314	70.24609
Ho Chi Minh	69	15.43624
Hai Phong	8	1.789709
Hung Yen	6	1.342282
Da Nang	5	1.118568
Thanh Hoa	5	1.118568
Vinh Phuc	4	0.894855
Bac Ninh	4	0.894855
Ha Tinh	3	0.671141
Hai Duong	3	0.671141
Bac Giang	3	0.671141
Ninh Binh	3	0.671141
Nghe An	3	0.671141
Thai Nguyen	2	0.447427
Phu Tho	2	0.447427
Hoa Binh	2	0.447427
Binh Dinh	2	0.447427
その他	9	2.013423
合計	447	100



出典：外国人技能実習機構外国政府認定送出機関一覧(ベトナム)より報告者作成

海外労働者の出身地域

出身地	人数
Nghe An	16,547
Hai Duong	14,389
Ha Tinh	11,194
Thanh Hoa	8,119
Bac Giang	6,963
Hanoi	6,289
Quang Binh	6,029
Thai Binh	5,923
Phu Tho	5,389
Hung Yen	4,190
Nam Dinh	3,910
Hai Phong	3,520
Bac Ninh	3,402
Thai Nguyen	2,007
Ha Nam	1,912
Ho Chi Minh	1,886
Ninh Binh	1,740
Vinh Phuc	1,682
Quang Tri	1,275
Ben Tre	1,188
Vinh Long	978
Dak Lak	706
Quang Ngai	575
Yen Bai	316
Gia Lai	265

- 技能実習生としての訪日者の統計ではなく、ベトナムから海外(日本以外)へ渡航する労働者の出身地域である。
- IOMの分析によれば、紅河デルタ地帯、北中部地域、北湾岸地域の出身者が多くなっているが、出身地域が南部へ移行していることも指摘されている。

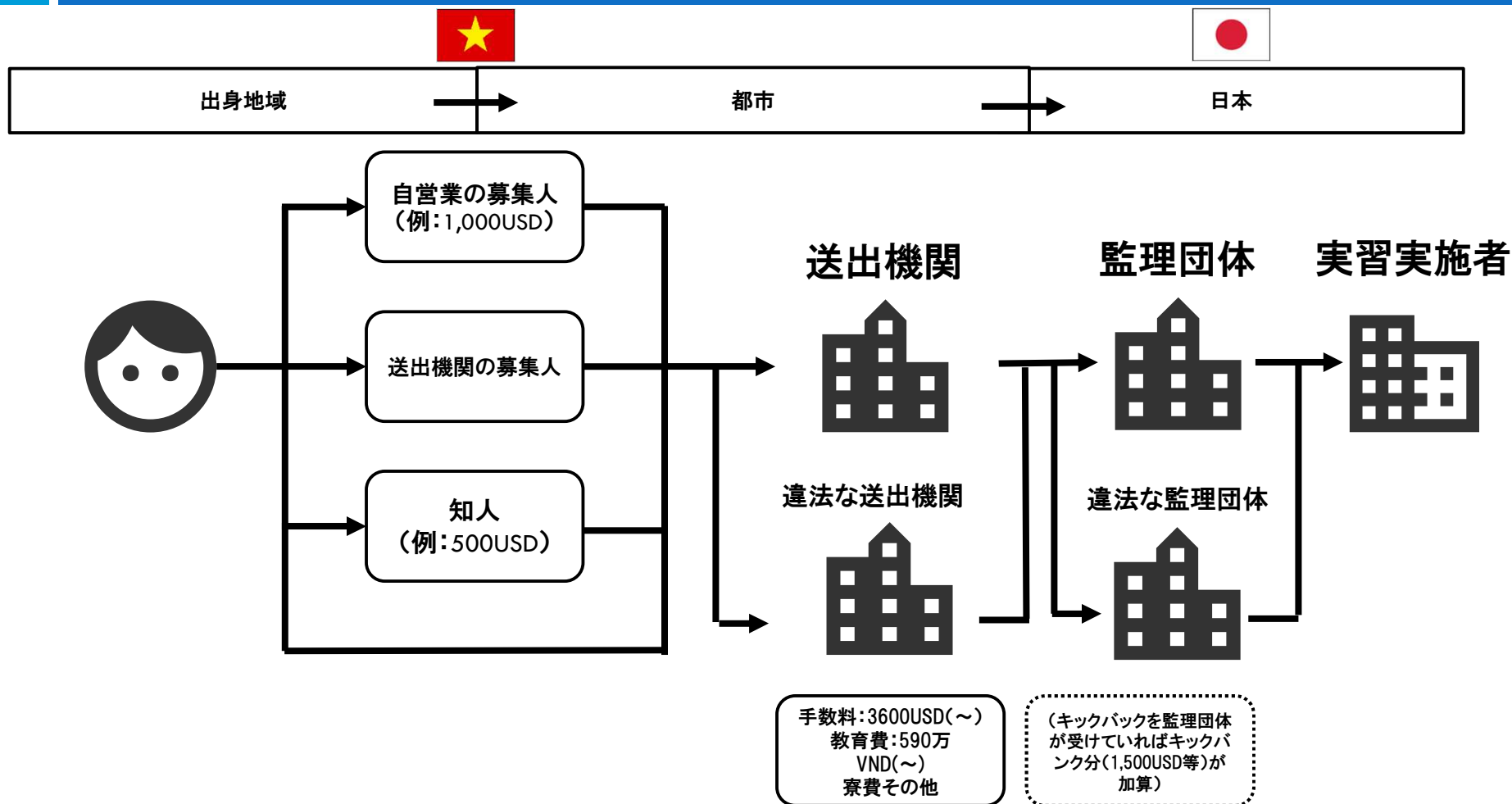
出典:「Viet Nam Migration Profile 2016」IOM 2017

原資料: DoLAB, MoLISA, Document No.1379/QLLDNN-PCTH dated 16 September 2015 and Document No.821/QLLDNN-PCTH dated 17 May 2016. Data for 2016 was undated in March 2017)

参考文献: 令和2年3月国立社会保障・人口問題研究所『アジア諸国からの労働力送り出し圧力に関する総合的研究(第一次)報告書』

技能実習生の訪日経路と手数料問題の難しさ

6



訪日までに積算して7,000USDから8,000USD、多いときは10,000USD以上の費用がかかる場合がある

送出機関の法的位置づけ

7

- 送出機関に関する法規範は①送出国の法令、②日本の法令、③二国間の覚書等の3つのレイヤーの法規範がある。

①送出国の法令	②二国間協力覚書	③日本の法令
契約によるベトナム人労働者海外派遣法 (72/2006/QH/11)	日本国法務省、外務省及び厚生労働省とベトナム労働・傷病兵・社会問題省との間の技能実習制度に関する協力覚書	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律 (技能実習法)
労働者海外派遣事業が定義されており、労働者海外派遣事業を行うことを許可制の下認めている。	送出機関の認定基準を定めて、ベトナムの省が認定送出機関として認定した送出機関のみから受入れを行うことを定める。	「外国の送出機関」として定義を置き、団体監理型技能実習における取次を「外国の送出機関」から受けるものとしている。

ベトナム法における送出国

8

送出国



- 許可事業である

契約によるベトナム人労働者海外派遣法(72/2006/QH/11)8条2項により、許可証を受けなくてはならない。

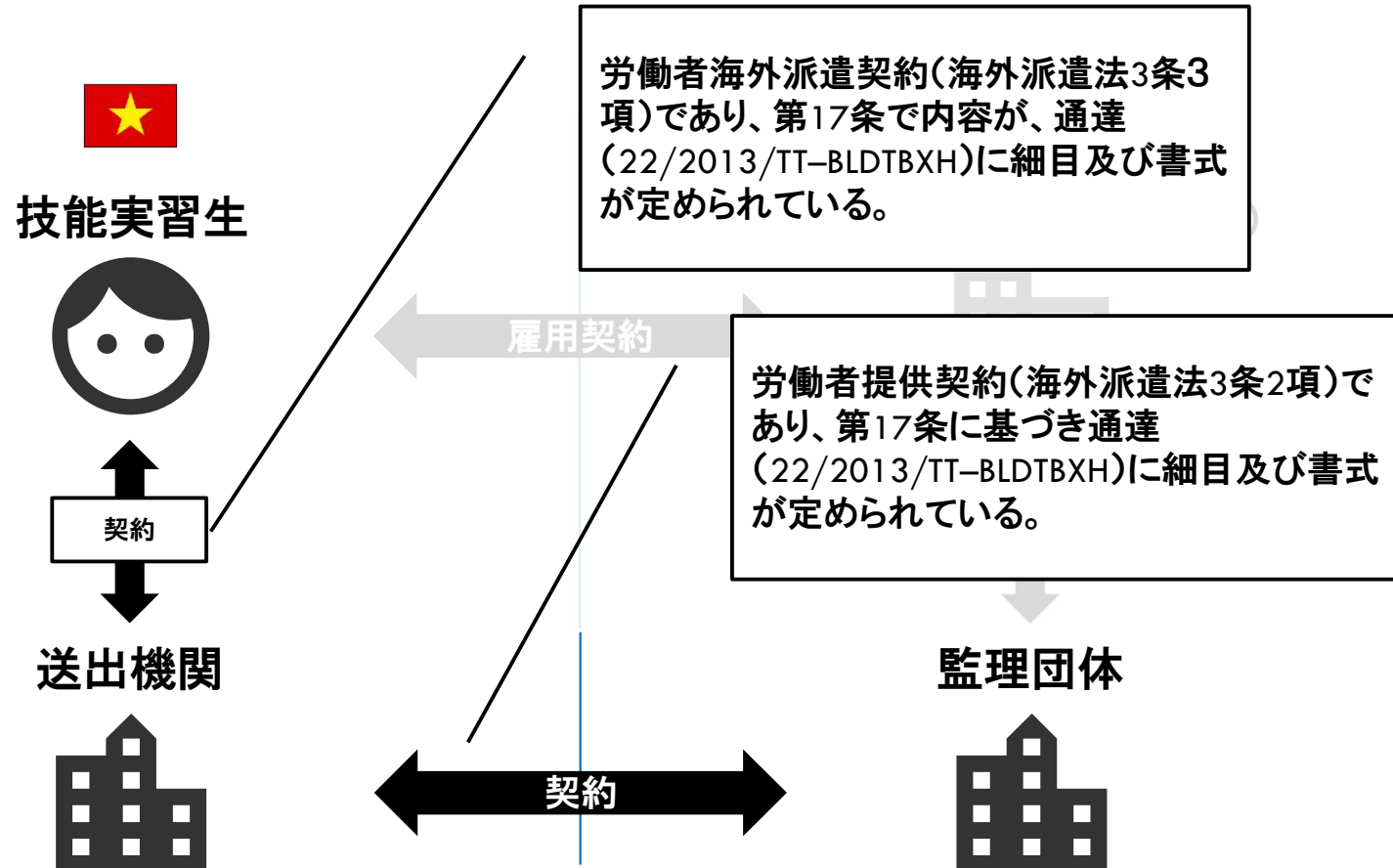
- 条件付の分野・業種である

労働者海外派遣事業は条件付の分野・業種であり、外国資本による設立はできない(契約によるベトナム人労働者海外派遣法(72/2006/QH/11)8条1項、ベトナム投資法61/2020/QH14 7条1項、2項、労働者の海外派遣法の条項の施行の詳細案内について規定する議定(126/2007/ND-CP)2条)。

ベトナムにおける海外派遣の法関係

9

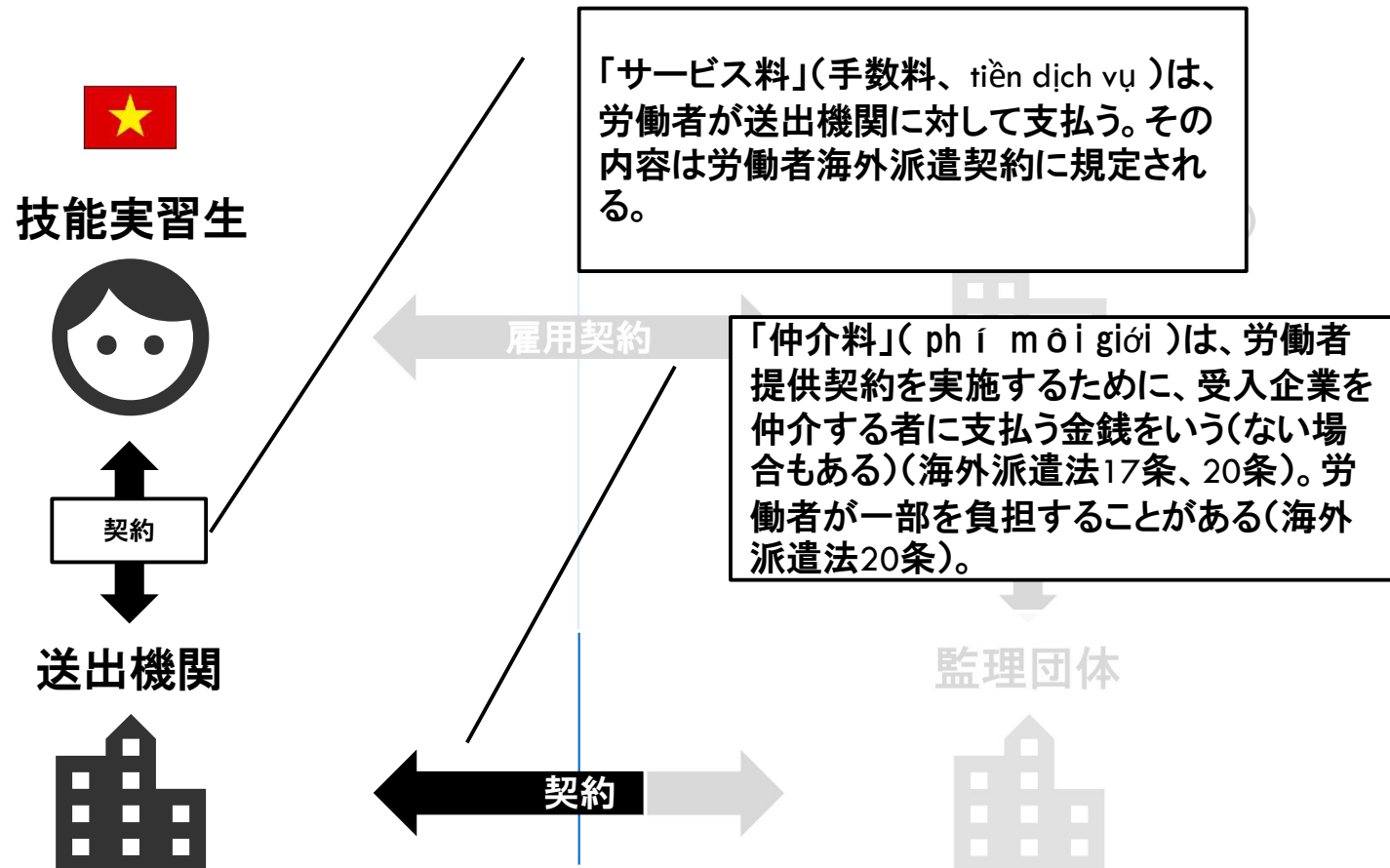
- 契約によるベトナム人労働者海外派遣法(72/2006/QH/11)で規定される法関係



ベトナム法における手数料 (サービス料=tiền dịch vụ)

10

- 契約によるベトナム人労働者海外派遣法(72/2006/QH/11)で規定される手数料関係



労働者海外派遣契約における手数料(サービス料)

- 労働者海外派遣契約において労働者が負担する可能性のある費目(2013年10月15日付通達第22/2013/TT-BLDTBXH号添付2「労働者海外派遣契約」2.4条)

2.4. 費用の納付

- サービス料(ある場合):
 - サービス料の金額:…年契約あたり…
 - 支払いの進捗:…
- 仲介料(ある場合):
 - 仲介料の金額:…年契約あたり…
 - 支払いの進捗:
- 他の経費(ある場合):
 - パスポート・ビザ申請料金:…
 - 航空券:…
 - 健康診断料金:…
 - 外国語教育費:…
 - 技能向上のための教育費:…
 - 必要な知識の教育費:…
 - 海外労働助成基金:…

手数料(サービス料)の上限

- 海外派遣法21条4項で「労働・傷病兵・社会省は、財務省と協力し、サービス料の上限額を規定する。」と定める。
- これを受けて「契約に基づくベトナム人労働者の海外派遣事業における仲介料およびサービス料について詳細に規定する共同通達」(16/2007/TTLT-BLDTBXH-BTC)が定められており、上限として「サービス料の金額は、労働者の1年の雇用契約に基づく1ヶ月の賃金(または研修手当)を超えることができない」と定められている。
- 日本向け労働者の送り出しについては、別に労働・傷病兵・社会省が2016年4月6日付通知(1123/LDTBXH-QLLDNN)を発出しており、技能実習生(候補者)から納付を受けることができる費用として「3年契約の場合には、3,600USD以下、1年契約の場合には1,200USD以下の規定に定められる手数料」と「約520コマの日本語教育に対する590万VND」を徴収することが可能とされる。

直近の動向について(新法:契約に基づいて外国で働くベトナム人労働者に関する法律)

13

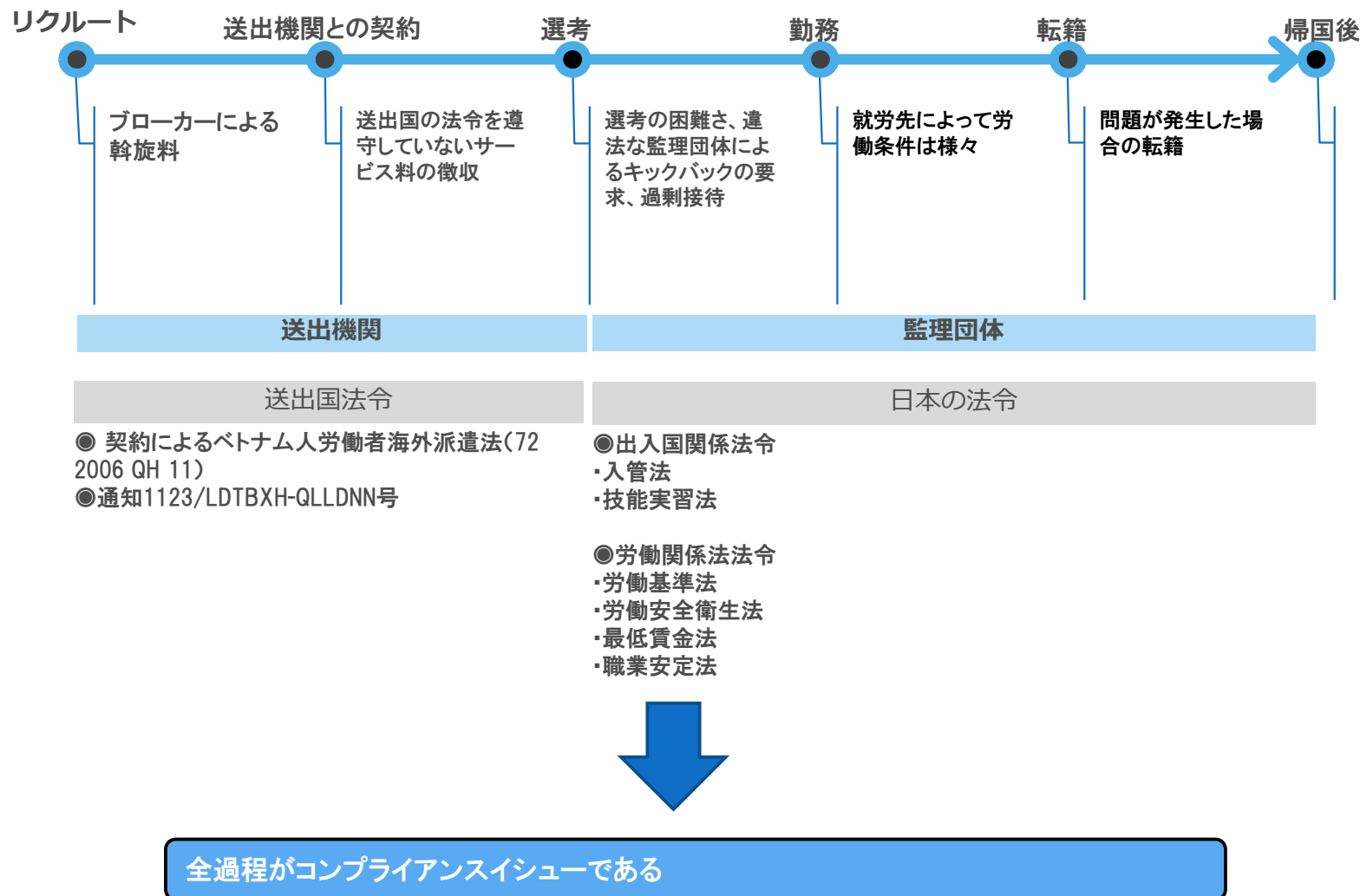
- 新法:契約に基づいて外国で働くベトナム人労働者に関する法律 (69/2020/QH14)が2022年1月1日に施行予定である。
- 新法では、労働者からの仲介料(ベトナム語は“ph í m ô i giới”で旧法20条と同じだが、新法22条の用語とは異なる)、法律に適合しないサービス料(ベトナム語は”tiền dịch vụ”で旧法23条と同じ)の收受を禁止した(同法7条8項、9項)。
- サービス料については労働者から徴収することが可能であり、上限は、契約期間12ヶ月ごとに賃金の1ヶ月を超えないとされており、また、契約期間を延長する場合のサービス料は賃金の0.5ヶ月分を超えてはならないとされる(同法23条4項)。労働・傷病兵・社会問題省大臣が一定の場合における上限を規定する。

直近の動向について(2021年3月3日付査察結果)

- 2021年3月3日付で政府査察局から査察結果の通知(351/TB-TTCP)が公表されている。
- 日本市場向けの高額な手数料(労働者一名あたり、7,000~8,000USD)を支払わねばならない状況について批判されている。
- 前述の2016年4月6日付通知(1123/LDTBXH-QLLDNN) 及びその前の通知(4732/LDTBXH-QLLDN)について、日本政府との協定・政策方針に適合しないとして、法令に適合しない法規範文書として列挙されている。
- なお、同時に台湾への労働者派遣事業についての通知(4930/LDTBXH-QLLDNN、1538/LDTBXH-QLLDNN)、サウジアラビアへの労働者派遣事業についての通知(4644/LDTBXH-QLLDNN)についても法令に適合しない文書とされている。

受入れの全プロセスの透明化の必要性

15



二国間協力覚書における手数料

16

- 日本とベトナム間の二国間協力覚書では、ベトナム政府が認定した政府認定送出機関からのみ、技能実習生を受け入れることが定められている。
- 送出機関の認定基準として、二国間協力覚書の別添1では、手数料について次の事項が認定基準となっている。

技能実習生又は技能実習生になろうとする者(以下「技能実習生等」という。)から徴収する手数料その他の費用について、算出基準を明確に定めて公表し、当該手数料その他の費用の詳細について技能実習生等に十分に理解させるために説明すること。

技能実習法における手数料

- 技能実習を行わせようとする法人または個人は、技能実習生候補者1名ごとに技能実習計画の認定を受ける必要がある(技能実習法8条1項)。
- 技能実習計画の認定基準は技能実習法9条に定められており、そのうち同条2号で技能実習の内容について、主務省令で定める基準に適合していることが求められる。
- これを受けて技能実習法施行規則10条2項がこの内容を定めるが、手数料についても次のとおりの規定が置かれている。

団体監理型技能実習に係るものである場合にあっては、団体監理型技能実習生等(略)が団体監理型技能実習の申込みの取次ぎ又は外国における団体監理型技能実習の準備に関して取次送出機関又は外国の準備機関に支払う費用につき、その額及び内訳を十分に理解してこれらの機関との間で合意していること。

送出国の法令も日本のコンプライアンスイシューである

- 送出国の法令は、例えば、技能実習計画認定申請の際の参考様式第1-21のように、日本国内の手続で用いる書類の内容にも影響する。
- 例えば、多額の借金をしている実習生については、参考様式第1-21の本国で支払った費用について虚偽の記載がされている可能性があり、実習実施者も、虚偽の書類による技能実習計画の認定を受けている可能性もある。

参考様式第1-21号（規則第8条第19号関係）
D・E・F

（日本産業規格A列4）

技能実習の準備に関し本国で支払った費用の明細書

1 送出国の概要

①技能実習生の氏名	ローマ字	
	漢字	
②取次送出国機関の氏名又は名称		
③実習実施者の氏名又は名称		
④監理団体の名称		

〔注意〕

①は、ローマ字で旅券（未発給の場合、発給申請において用いるもの）と同一の氏名を記載するほか、漢字の氏名がある場合にはローマ字の氏名と併せて、漢字の氏名も記載すること。

2 取次送出国機関が徴収した費用の名目及び額

	名目	徴収年月日	額
1	選考関連費用	年 月 日	（円）
2	各種申請手続費用	年 月 日	（円）
3	送出国手数料	年 月 日	（円）
4	健康診断料	年 月 日	（円）
5	講習費用	年 月 日	（円）
6	その他（ ）	年 月 日	（円）
7	その他（ ）	年 月 日	（円）
8	その他（ ）	年 月 日	（円）
9	その他（ ）	年 月 日	（円）
10	その他（ ）	年 月 日	（円）

参考文献等

- 出入国在留管理庁・厚生労働省編「技能実習制度 運用要領」
- 契約に基づいて外国で働くベトナム人労働者に関する法律（法律 69 / 2020 / QH 14 号）日本語訳、URL：<https://www.vn.emb-japan.go.jp/files/100157800.pdf>
- 本資料では、Apache license version 2.0.のライセンスで配布されているMaterial iconsを使用しています。

用語

- 本資料では、わかりやすさの観点から、以下のとおりの用語を用いる場合があります。
- 出入国管理および難民認定法＝入管法
- 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律＝技能実習法
- 契約に基づいて外国で働くベトナム人労働者に関する法律＝海外派遣法

ご質問等

21



ご連絡先

〒100-0004

東京都千代田区 大手町1-7-2

東京サンケイビル25階

センチュリー法律事務所

杉田 昌平

03-5204-1088

sugita@century-law.com

ご清聴、ありがとうございました！

ご質問・ご意見・ご相談等、お気軽にお申しつけください。